

審 査 基 準

平成17年 4月12日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第23条
処 分 の 概 要 : 盗品売買等防止団体の承認
原権者(委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第22条(盗品売買等防止団体に係る承認の申請)
審 査 基 準 : 盗品売買等防止団体の承認の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 2月
申 請 先 : 徳島県公安委員会(申請書提出先は、回答業務の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課)
問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部生活安全企画課(電話 代表088-622-3101)又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :

別紙

盗品売買等防止団体に係る承認の申請は、古物営業法施行規則（以下「規則」という。）第 22 条のとおりであり、承認は規則第 23 条に規定する要件を満たすものについて行うが、その基準は、規則の定めのほか、次のとおりである。

1 規則第 22 条第 3 項関係

- (1) 第 4 号の「資産の総額及び種類を記載した書面並びにこれを証する書面」とは、財産目録並びに財産目録に記載した各財産の権利及び価額を証明する書面を指す。
- (2) 第 5 号の「回答業務に関する事業計画書及び収支予算書」は、回答業務に関する部分に限る必要はないが、回答業務に関する部分が明らかにされている必要がある。

2 規則第 23 条第 1 号関係

「回答業務を実施する旨の定め」については、定款等に「回答業務」と明記されている必要はないが、例えば「盗品等に関する情報を管理、活用する」というように、承認を申請する法人その他の団体において回答業務を実施することが明確に確認できるものであることが必要である。

3 規則第 23 条第 3 号関係

- (1) 規則第 23 条第 3 号の「業務規程」については、規則第 22 条第 4 項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア 規則第 22 条第 4 項第 1 号の「実施の方法」については、回答業務に用いられる電子計算機の構成、照会・回答の具体的な方法、権限のない者による照会を排除するための措置が記載されていることが必要である。

イ 規則第 22 条第 4 項第 2 号の「利用する者の範囲」については、利用する者（以下「利用者」という。）の名称等の特定までは要しないが、例えば「承認を申請する法人その他の団体の会員」というように、「古物商、古物市場主若しくは古物競りあっせん業者又はこれらの者を直接若しくは間接の構成員とする団体」の中から、その範囲が明確に特定されて記載されていることが必要である。

また、業務規程又は情報管理規程に違反した者に対する除名処分の規定が設けられていることが必要である。

ウ 規則第 22 条第 4 項第 3 号の「回答業務を実施する時間及び休日に関する事項」については、回答業務が確実に行われるよう、回答業務を行う日が、原則週 5 日以上確保されている必要がある。

エ 規則第 22 条第 4 項第 4 号の「回答業務の実施に関し必要な事項」については、外部への業務委託がなされる場合には、その旨記載されていることが必要である。外部委託の範囲については、回答業務はあくまで盗品売買等防止団体が行うものであるから、電子計算機の保守点検等回答業務の付随的な部分に限られていなければならない。

また、業務規程には、照会の結果、盗品等と判明した場合における利用者の警察

への通報に関する規定が定められていることが必要である。

- (2) 規則第 23 条第 3 号の「情報管理規程」については、規則第 22 条第 5 項各号に規定される事項が記載されている必要がある。

ア 規則第 22 条第 5 項第 1 号の「職員の意識の啓発及び教育」については、同項第 2 号の「回答業務に関して知り得た情報の管理及び使用に係る事務を統括管理する者」（以下「情報管理責任者」という。）を実施責任者とし、少なくとも年 1 回実施するなど、職員の意識の啓発及び教育に必要な措置を講じる旨が定められている必要がある。

また、情報管理責任者は、当該措置について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

イ 規則第 22 条第 5 項第 2 号の情報管理責任者の「指定」については、回答業務の適正かつ確実な実施について責任を有する者を指定することが定められている必要がある。

ウ 規則第 22 条第 5 項第 3 号の「回答業務に関して知り得た情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項」及び同項第 4 号の「回答業務に関して知り得た情報の適正な管理又は使用を図るため必要な措置に関する事項」については、次のとおりとする。

(ア) 回答業務に関して知り得た情報（以下「特定情報」という。）又は特定情報の記録された物は、その収集目的又は盗品売買等防止団体の活動上の必要性に照らし管理又は使用する必要がなくなった場合には、消去又は廃棄しなければならないこととし、これについては、特定情報を復元することができない方法により行うよう定められている必要がある。

(イ) 情報管理責任者は、特定情報の記録された物の紛失、盗難及びき損を防止するための措置に関する事項について、随時盗品売買等防止団体の代表者に報告するよう定められている必要がある。

(ロ) 特定情報を取り扱う者が、業務上必要と認められる職員に限定されるよう、その範囲を明らかにしておくことが必要である。

(ハ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による、盗品等に関する情報の目的外利用を禁ずる旨が定められている必要がある。

(ニ) 利用者及び盗品売買等防止団体の職員による情報の不正な取扱いが判明した場合における速やかな実態調査、都道府県公安委員会への報告等の措置が定められている必要がある。

(ホ) 特定情報を電子計算機を用いて処理又は管理する場合は、次の事項が定められている必要がある。

a 電子計算機の操作は、あらかじめ情報管理責任者の指定する者以外の者が行ってはならないこと。

b 情報管理責任者は、情報の出力等を行うために必要なパスワードを設定、管理し、必要に応じてこれを変更すること。

c 情報管理責任者は、電子計算機への不正なアクセスを防止するために必要な措置を講じることとし、特定情報へのアクセス状況について、定期的に点

検するとともに、必要に応じて臨時点検を行い、その管理状況を盗品売買等防止団体の代表者に報告すること。

4 規則第 23 条第 4 号関係

「上記に掲げるもののほか、回答業務を適正かつ確実に実施することができる」と認められるものであることについては、人的及び経理的基礎の有無、就業規則、職員給与規程、会計処理規程等の有無等、規則第 23 条第 1 号から同条第 3 号までに掲げる要件以外の観点から、適正かつ確実に回答業務を行い得るか判断するものである。

5 その他

都道府県ごとに一の盗品売買等防止団体に限って承認するという数的な限定はないので、規則に規定する要件を満たすものであれば、承認を受けることができる。